

委員会提出議案第6号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和7年3月19日 提 出

提出者 議会運営委員会

委員長 土 井 裕 美 子

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

橋本市議会委員会条例(平成 18 年橋本市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(<u>委員会の開催方法の特例</u>) 第 15 条の 2 <u>委員長は、大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員が委員会の開催場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)</u>で委員会を開催することができる。<u>ただし、第 20 条第 1 項の規定による秘密会は、この限りでない。</u> 2 前項の場合において、委員は、<u>オンラインによる方法で</u>参加を希望するときは、委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない。 3 <u>オンラインによる方法で</u>の委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	(<u>委員会開催の特例</u>) 第 15 条の 2 <u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)</u>のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法<u>を活用した委員会</u>(以下「<u>オンラインを活用した委員会</u>」という。)を開催することができる。 2 前項の場合において、委員は、<u>オンラインを活用した委員会にオンラインにより</u>参加を希望するときは、委員長に申請し、委員長の許可を得なければならない。 3 <u>オンラインを活用した委員会</u>の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。